

令和 7 年度重点的に取り組む事項について

令和7年度 第1回全国健康保険協会沖縄支部評議会
(令和7年7月18日)



➤ 令和7年度重点的に取り組む事項について(業務グループ)

1. 業務処理体制の強化と業務改革の徹底

【取組内容】

- (1)業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の多能化を進め生産性の向上を図る。
- (2)業務の標準化・簡素化の徹底と職員の意識改革を促進する。
- (3)業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を実施し、事務処理誤り発生防止に努める。

2. サービス水準の向上

【取組内容】

- (1)すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。
- (2)傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード：10日間)100%達成を遵守することとし、平均所要日数7日以内を維持する。

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

【取組内容】

- (1) 2025(令和7)年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了となるが、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。
- (2)より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報に取り組む。

➤ 令和7年度重点的に取り組む事項について(レセプトグループ)

1. レセプト内容点検の精度向上

【取組内容】

- (1) 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。
- (2) 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。
- (3) 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。
- (4) 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- (5) システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。

2. 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

【取組内容】

- (1) 発生した債権(返納金、損害賠償金等)について、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底する。
- (2) 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを実施し、債権回収率の向上を図る。
- (3) 交通事故や傷害事故等が原因による損害賠償金債権は、損害保険会社または加害者本人等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

➤ 令和7年度重点的に取り組む事項について(保健グループ)

1. 健診関係

【取組内容】

(1) 事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えの推進【事業所・被保険者への働きかけ】

- ① 付加健診の対象年齢拡大、及び自己負担軽減についての継続的な広報及び、関係機関と連携した受診勧奨に取り組む。
- ② 充実した健診内容をアピールし事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えを推進する。
- ③ 受け皿となる健診機関の拡大に向けた取り組みを行う。
- ④ 地域性を考慮し、石垣、宮古における協会主催の集団健診を開催する。

(2) 事業者健診結果データ提供の推進【事業所等への働きかけ】

- ① 外部委託を活用し、提供に同意のある事業所からの確実な取得に取り組む。
- ② 沖縄労働局など関係機関と連携した事業者健診結果データ提供勧奨を行う。
- ③ 健診機関との事業者健診結果データ提供に係る契約締結を推進し、健診機関を通じたデータ取得を促進する。

(3) 協会主催の集団健診の実施【被扶養者への働きかけ】

- ① 開催場所や開催時間など、被扶養者の利便性を考慮した集団健診(まちかど健診等)を実施する。
- ② 地域性を考慮し、石垣、宮古において協会主催の集団健診(被保険者集団健診と合同)を開催する。

➤ 令和7年度重点的に取り組む事項について(保健グループ)

2. 保健指導関係

【取組内容】

(1) 特定保健指導実施率向上の取り組み【事業所・被保険者への働きかけ】

- ① 健診と保健指導を一貫して受けるメリットを説明し、健診当日の初回面談実施を推進する。
- ② 保健指導の利用機会を確保するため、情報通信技術を活用した保健指導を拡充する。

(2) 特定保健指導中断率減少に向けた取り組み【特保実施機関への働きかけ】

- ① 特定保健指導の中断率等、データに基づく実施機関のヒアリングや意見交換を実施し、実施機関の質の向上を図る。
- ② 健診当日の初回面談を推進するため、実施機関の拡大を図る

(3) まちかど特定保健指導等の実施【被扶養者への働きかけ】

- ① 協会主催の集団健診「まちかど健診」での受診者を対象とした同会場での「まちかど特定保健指導」を実施する。
- ② 石垣、宮古で実施する集団健診においては健診当日の保健指導を推進する。
- ③ 自治体と連携し、自治体が開催する健診結果合同説明会の機会を活用した初回面談を実施する。

(4) 重症化予防事業【被保険者への働きかけ】

- ① 生活習慣病予防健診、事業者健診、特定健診の結果、血圧・血糖・LDLコレステロールの値で要治療と判断され医療機関に受診していない加入者(対象を被扶養者にも拡大)に対し、文書、電話等による受診勧奨を直営及び委託事業を活用し実施する。
- ② 糖尿病性腎症重症化予防事業については、参加勧奨方法の見直しや対象市町村の拡大を図る。

➤ 令和7年度重点的に取り組む事項について(企画総務グループ)

1. コラボヘルスの推進

【取組内容】

健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主等が主体となって健康づくりに取り組む事業所を支援する「うちなー健康経営宣言」事業を展開し、宣言事業所への健康サポートを行うことにより、事業主等の健康づくり意識の醸成、加入者の健康増進の向上を図ることを基本に以下の取組を推進する。

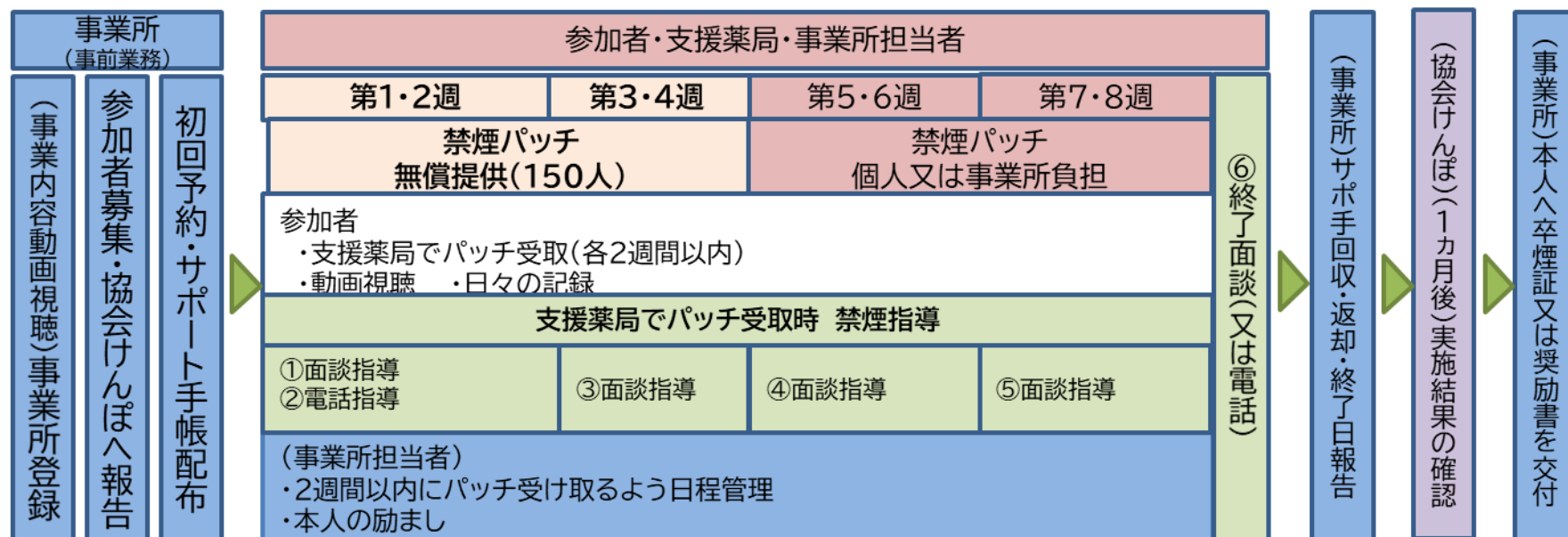
(1) 事業所で取り組む禁煙サポート事業の実施

(沖縄県薬剤師会、沖縄県保健医療福祉事業団、協会けんぽ3者連携による事業所支援)

令和6年度は参加者の43%と高い禁煙率が得られるなど、健康改善、医療費適正化に効果的であり、7年度も引き続き、県薬剤師会・保健医療福祉事業団と連携し、事業を推進する。

また、国立がんセンターとも連携し、より効果的な事業所担当者及び薬剤師の支援のほか、その知見を活用した調査分析事業につなげる。

《基本スキーム》



➤ 令和7年度重点的に取り組む事項について(企画総務グループ)

(2)5者協定に基づく取組の推進

(沖縄県、沖縄労働局、沖縄県医師会、沖縄産業保健総合支援センター、協会けんぽ沖縄支部)

5者協定に基づく取組として、「うちなー健康経営宣言事業所」に対し、次の事項を実施する。

①健康課題の改善 : 高血圧の未治療者がいる事業所へ、5者の連名文書にて受診勧奨を実施するなど、有所見率、特に血圧の改善を図る。

②介入対象者の把握 : 宣言事業所の健診受診率は80.1%と非常に高いが、更なる向上を図るため、推進団体での定期健診データ取得モデル事業を実施する。また、被扶養者の受診率向上のため、引き続き「ご家族様にも特定健診プロジェクト」を実施する。

③宣言事業所の育成 : 年に1回の「取り組み状況確認アンケート」を通し、健康経営の進捗状況や要望などを確認し今後に活用する。

④サポート体制の整備 : 「うちなー健康経営推進団体」を拡大するとともに、セミナー等の共同開催や訪問・会議等により健康づくりに対する意識向上を図る。

⑤宣言事業所数、推進団体数の拡大 : 県土木建築部建設工事入札参加資格及び等級格付け項目となっていることの周知、県の委託による推進団体登録勧奨等により拡大を図る。

⑥健康経営の普及啓発 : 健康経営シンポジウム、セミナーの実施により普及啓発を図る。

(3)健康保険委員の活動強化

健康づくりのための情報発信や健康保険に関する手続きを行う等、事業所と協会けんぽの架け橋としての役割を担う「健康保険委員」の活動を強化していくため、健康保険委員未設置事業所を対象に、文書や訪問による委嘱勧奨を実施する。また、健康宣言事業に関する好事例集の発行、健康づくりや健康保険制度に関するYoutubeを活用した研修会を開催し、健康保険委員の活動を強化することで、コラボヘルスの推進につなげる。

➤ 令和7年度重点的に取り組む事項について(企画総務グループ)

2. 広報の取組方針

【取組内容】

保険者機能を発揮して将来にわたり協会事業を円滑に実施していくためには、協会の取組に対する加入者や事業主のより一層の理解を深めることが重要となる。令和7年度は、12月以降、協会の象徴的存在である健康保険証が利用されなくなる中、協会の認知度向上に今まで以上に取り組む。

(1) コラボヘルスに係る広報

- ① 商工会議所等の「うちな一健康経営推進団体」と連携した広報の実施(商工会議所広報誌や会員向け送付物への勧奨チラシの同封等)により、宣言事業所の拡大を図る。
- ② 当支部の課題である被扶養者の受診率を向上させるため、健康経営宣言事業所の事業主と連携した「ご家族様にも特定健診プロジェクト」について広報し、事業への参加を促す。
- ③ 「事業所で取り組む禁煙サポート事業」について意義や内容を広報し、事業への参加を促す。

(2) 重症化予防に係る広報

高血圧・高血糖・脂質異常に係る医療機関への受診勧奨事業を周知するとともに、特に、5者協定の連携事業である高血圧について広報する。

(3) インセンティブ制度評価指標の取組強化

チラシを作成し、健康保険委員向け案内や健診の案内に同封するほか、新聞広告やラジオCMの放送等により周知し、制度への理解を促す。

(4) マイナンバーカードと健康保険証の一体化

令和7年12月2日から健康保険証が使用できなくなることから、その後の医療機関の受診方法について加入者の理解・協力を得るため、マイナ保険証の使用促進の広報を行う。

※「支部ごとに設定」したKPIについては赤字で表記

【基盤的保険者機能の盤石化】

具体的施策	令和7年度 KPI	令和6年度 KPI
1.サービス水準の向上	①サービス標準の達成状況を100%とする ②サービス標準の平均所要日数7日以内を維持する ③現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	① サービス標準の達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする
2.レセプト点検の精度向上	①協会のレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	① 協会のレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする
3.債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする	① 返納金債権（診療報酬返還金不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする ② 日本年金機構回収も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

【保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備】

具体的施策	令和7年度 KPI	令和6年度 KPI
1.費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>15%以下</u> とする	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

【戦略的保険者機能の一層の発揮】

具体的施策	令和7年度 KPI	令和6年度 KPI
1.特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	①健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする ② <u>生活習慣病予防健診実施率を68.5%以上とする</u> ③ <u>事業者健診データ取得率を7.0%以上とする</u> ④ <u>被扶養者の特定健診実施率を32%以上とする</u>	① 生活習慣病予防健診実施率を68.2%以上とする ② 事業者健診データ取得率を7.0%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を31.1%以上とする
2.特定保健指導実施率及び質の向上	①特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする ② <u>被保険者の特定保健指導実施率を35.6%以上とする</u> ③ <u>被扶養者の特定保健指導実施率を16.9%以上とする</u>	① 被保険者の特定保健指導実施率を35.6%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を16.5%以上とする
3.重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする （※）胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする
4.コラヘルスの推進	<u>健康宣言事業所数を2,080事業所以上とする</u>	健康宣言事業所数を1,750事業所以上とする
5.広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	①全支部でSNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う ② <u>全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.9%以上とする</u> とともに委嘱事業所 数を対前年度以上とする	① 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.9%以上とする ② 健康保険委員委嘱事業所数を対前年度以上とする
6.医療費適正化 ①医療資源の適正使用	①全支部で、2024年度パイロット事業を展開したバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。 ② <u>ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度末以上とする</u>	ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度末以上とする